

新しい学校・園づくり審議会 答 申

平成 23 年 2 月

守口市新しい学校・園づくり審議会

目 次

はじめに	1
I 小・中学校の現状	2
1 児童生徒数の推移	
2 小・中学校の学校規模の推移	
II 小規模校のあり方について	3
1 学校の適正規模	
2 小規模校のメリット・デメリット	
3 適正規模の必要性	
4 適正規模化の対象となる小規模校の基準	
5 適正規模化の具体的方策	
6 適正規模化を進めるための留意点	
III 小中一貫教育について	7
1 小中一貫教育導入の背景	
2 小中一貫教育導入の必要性	
3 各校の特色を生かした小中一貫教育の導入	
4 小中一貫教育導入の具体的方策	
5 連携型を基軸とした小中一貫教育の導入	
6 小中一貫校の役割	
7 小中一貫教育導入の留意点	
おわりに	12

参考資料

- 守口市新しい学校・園づくり審議会条例
- 本市の学校教育における小・中学校のあり方について（諮問）
- 守口市新しい学校・園づくり審議会 開催記録
- 守口市新しい学校・園づくり審議会 委員名簿

はじめに

近年の国際化・情報化の進展など社会が大きく変化するなかで、核家族化とともに少子高齢化が進み、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。守口市においても児童生徒数の減少傾向が続き、学校の小規模化が課題となっています。そのようななか、先の「新しい学校・園づくり審議会答申（平成14年2月8日）」を受け、平成17年度に学校統合による一部小規模校の適正規模化が実施されました。しかし、その後も少子化傾向が続き、当時予想しなかった学校が小規模化するなどの新たな課題が生まれています。

また、中学校における不登校生の増加など小・中学校の「段差」は全国的な課題となっており、その緩和・解消に向けて多くの自治体で小中一貫教育が導入されています。守口市においても、平成15年度から1中学校区を小中一貫教育パイロット校に位置付け体育大会などの合同行事や合同研修などを実施し、また全市的にも小中連携のさまざまな取り組みを進めてきました。こうした方向性をさらに進め、小・中学校9年間の学びを一貫させていくことにより、生徒指導上の課題解決のみならず、守口の子どもたち一人ひとりの「生きる力」をより豊かにはぐくむための施策が求められています。

一方、守口市教育委員会では、「郷土に誇りをもち、夢と希望をもって、主体的に行動する人間の育成」の理念のもと、「生きる力」を自ら学び身につけようとする「学び力」の向上と地域に根ざした学校づくりを目標に、学校教育におけるさまざまな取り組みを進めています。特に都市部における人間関係の希薄化が課題となっているなか、守口市においては地域が学校と連携し、児童生徒を支える取り組みが進められています。

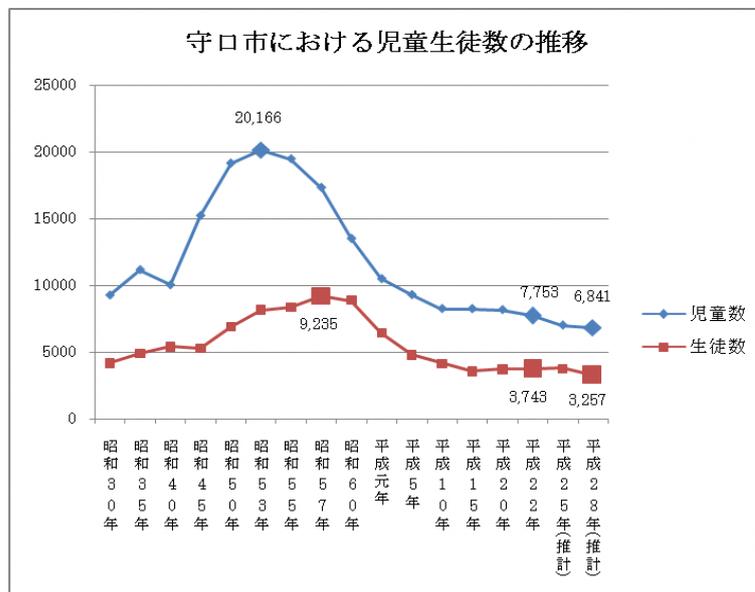
こうした状況のもと、本審議会は、学校教育の充実を図ることを目的により良い学習環境を創造するため、小規模校のあり方と小中一貫教育などの新たな学校(教育システム)づくりについて諮問を受けました。

本審議会では、平成22年2月からこれまで8回にわたる審議を重ね、守口市における教育の現状と課題に関して理解を深めるとともに、今後のより良い教育のあり方と教育環境の整備について検討してきました。ここにその結果をとりまとめ答申するものです。

I 小・中学校の現状

1 児童生徒数の推移

守口市における児童生徒数の推移をみると、小学校の児童数は昭和53年度の20,166人をピークに減少し、平成22年度には7,753人で、ピーク時の38%となっています。また中学校の生徒数も昭和57年度の9,235人をピークに減少し、平成22年度には3,743人と、ピーク時の41%となっています。市立小・中学校における児童生徒数は今後も減少を続け、

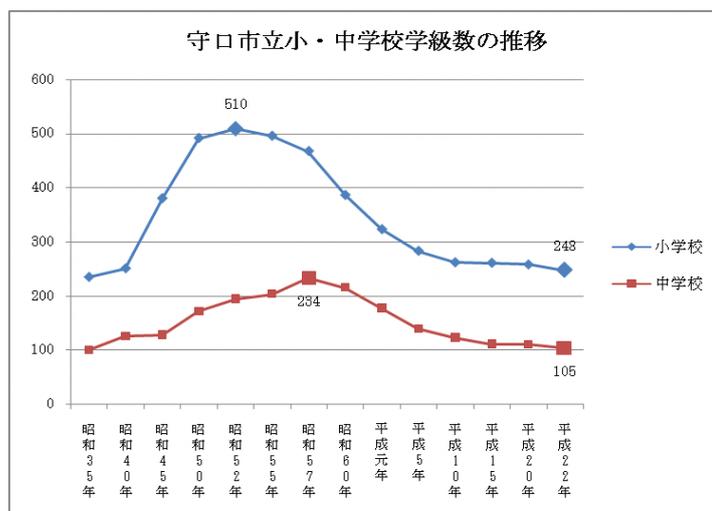


幼児人口（0～5歳児）から推計すると、平成28年度には、小学校児童数は6,841人と現時点（平成22年度）の88%になり、中学校生徒数は私立中学などへの進学者数を考慮すると3,257人と現時点（同）の87%になると推計されます。

大日地区など、市内の一部地域での大規模住宅開発などにより、一部の学校において一時的には微増もしくは現状維持の傾向を示すものの、市全域で見れば小学校児童数・中学校生徒数ともに今後もさらに減少が続くものと予測されます。

2 小・中学校の学校規模の推移

小学校の学級数は、昭和52年度の510学級（単式学級数、以下同様）をピークに減少し、平成22年度には248学級とピーク時の49%（262学級減）になっています。また中学校においても、昭和57年度の234学級をピークに減少し、平成22年度では105学級とピーク時の45%（129学級減）となっています。今後も学級数の減少が



予測されますが、国において35人学級の段階的な導入が計画されており、平成28年

度における学級数は、平成 22 年度に比べ大幅な減少には至らないことも想定されます。しかし、すべての小・中学校が 35 人学級になったと仮定しても、平成 28 年度において、小学校では国の適正規模を下回る 11 学級以下の学校が 5 校、適正規模校が 9 校、適正規模をやや上回る学校が 4 校と予測されます。同じく中学校では、適正規模を下回る 11 学級以下の学校が 4 校、適正規模校が 4 校、適正規模をやや上回る学校が 1 校と予測されます。

II 小規模校のあり方について

1 学校の適正規模

学校の適正規模については、学校教育法施行規則において、小学校・中学校とも12学級以上18学級以下を標準とし、地域の実態その他により特別の事情がある場合はこの限りでないとされています。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令においても、適正な学校規模の条件をおおむね12学級から18学級としており、さらに5学級以下の学校と12学級から18学級までの学校とを統合する場合は24学級までを適正な規模としています。

守口市の適正規模の基準については、平成14年2月の「新しい学校・園づくり審議会答申」（以下「第一次審議会答申」という）を受け平成14年12月に策定された「学校規模の適正化等に係る基本方針」では次のように規定されています。

	小規模校	適正規模を下回る 準適正規模校	適正規模校	適正規模を上回る 準適正規模校
小学校	8学級以下	9～11学級	12～18学級	19～24学級
中学校				19～21学級

2 小規模校のメリット・デメリット

「第一次審議会答申」において小規模化に伴う問題点などが指摘されており、本審議会においても、学校への調査を実施し検討を行った結果、小規模校のメリット・デメリットとして次のようにまとめられると考えます。

(1) メリットについて

- ・子ども同士が良く知りあうことで人間関係が深まりやすく、家庭的な雰囲気です学校生活を過ごせる。
- ・児童生徒数が少ないため、異学年間の縦の交流が生まれやすい。
- ・学級数が少ないため、屋内運動場・特別教室などの利用制限が少なく、時間割が組みやすい。

(2) デメリットについて

- ・子ども同士で多様な考えを知り、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。
- ・リレーなどの集団競技や集団での活動が行いにくく、児童生徒の男女比が偏った場合の対応が難しい。
- ・クラス替えが困難なことから人間関係が固定化しやすく、子ども同士の人間関係から生じる問題が長期化することがある。
- ・中学校部活動の種類が制限され、選択の幅が狭まりやすい。
- ・教職員数が少ないため、経験年数・教科・特性などを考慮したバランスの取れた教職員配置がされにくい。

3 適正規模の必要性

小規模校のメリット・デメリットを検討するなかで、次の点から適正規模化を進める必要があると考えます。

- (1) 子ども同士で多様なものの見方・考え方にふれる機会が得られ、切磋琢磨できる学校規模。
- (2) 運動会や文化祭などの学校行事や、合唱・球技・競技などの集団での学習活動、多様な部活動を行いやすい学校規模。
- (3) 子ども同士の人間関係から生じる問題が長期化したり、人間関係が固定化したりすることが考えられるため、クラス替えが可能な学校規模。
- (4) 学年・教科での授業研究や、児童生徒の不登校・問題行動など生徒指導上の問題に、教職員がチームとして対応できる学校規模。
- (5) 経験年数や教科・特性などのバランスのとれた教職員の配置や、校務分掌の適切な分担、さらには緊急時の体制など、組織的で機能的な学校運営が可能となる程度の学校規模。

4 適正規模化の対象となる小規模校の基準

メリット・デメリットの検討を踏まえ小規模校の基準について審議した結果、「第一次審議会答申」で示されたとおり、小・中学校ともに8学級以下が適当であると考えます。しかしながら、小・中学校ともに9学級以上であっても、学年ごとにクラス替えができる学校規模がより望ましいと考えます。

5 適正規模化の具体的方策

小規模校を適正規模化するにあたっては、「第一次審議会答申」でも示された近隣校との統合による方策が適切であると考えます。守口市においては、小学校区ごとに地域コミュニティが形成され、さまざまな地域行事や子どもの見守り活動などの学校支援が行われるとともに、中学校区連携推進協議会が設置され、中学校区で子どもを支援する体制づくりも進んでいます。このことから、大規模集合住宅の建設などによる校区学齢人口の大きな変動がある場合は、必要に応じ校区の見直しも考えるべきですが、学校規模適正化の基本的な方法として、地域コミュニティに配慮した学校の統合を進めるべきであると考えます。なお、統合にあたっては原則として次の方向で進める必要があると考えます。

- (1) 小学校の小規模校については、創立の経緯や地域の歴史・文化を考慮した、同一中学校区内の小学校同士の統合。
- (2) 中学校の小規模校については、創立の経緯を考慮した統合。また小学校との位置関係なども踏まえ、条件が整えば、小学校との縦の統合により規模を適正化し、小中一貫校を設置。

6 適正規模化を進めるときの留意点

子どもにとって学校は学びの場であり、地域にとっては小学校区が活動の単位となっています。学校の統合を行う場合には、児童生徒や保護者・地域への十分な配慮が必要になってきます。

統合により通学距離が長くなることも予想されます。義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、学校を統合する場合の通学距離の条件は、小学校ではおおむね4キロメートル以内、中学校においてはおおむね6キロメートル以内とされています。人口密集地域である守口市の場合は、統合により通学距離の基準を超えることは考えられませんが、市内には幹線道路も多く実際の通学時間や通学における安全確保について考慮する必要があります。

また、現在そして未来の子どもたちのため、統合を進めていくにあたっては新しい学校づくりの視点に立ち、教育環境の向上に努めることが重要です。

適正規模化を進める上では次のことに留意する必要があると考えます。

- (1) 統合される各学校の創立以来の経緯や校風等を踏まえた上で、新たな学校としてスタートする視点を持ち、必要に応じて校名の変更などを検討し、また、施設の新設や増設・改修を行うなどより良い学習・教育環境を整え、児童生徒・保護者・地域にとって魅力ある学校づくりに努める必要があります。

- (2) 統合する学校の場所については、創意工夫に努める必要がありますが、新たに用地を確保することは財政面や地域の実情から現実的には困難であると予想されます。既存の校地・校舎を活用する場合には、創立の経緯や地域の歴史を踏まえつつ、通学距離・用地面積・現状の施設などの状況を総合的に判断し決定する必要があります。
- (3) 統合により、児童生徒の学習環境が変化するとともに、通学距離が長くなることも考えられます。また、小学校単位で活動している地域コミュニティにも影響が出てくることが想定されます。そのため、当該校の児童生徒・保護者・地域へ十分に説明し理解を得ることに努める必要があります。
- (4) 統合により校地・校舎を使用しなくなった学校については、在校生・卒業生・保護者や地域の心情に十分配慮し、モニュメントなどを設置し、当該校の歴史を残すよう努める必要があります。
- (5) 統合により使用しなくなる学校の校地については、教育に有効に活用される必要があります。また、適正配置の結果として跡地売却などにより生じた財源は、より良い教育環境を整備するなど、学校教育の充実に活用する必要があります。
- (6) 統合による適正規模化を実施した場合は、統合前の小学校区単位で形成された複数のコミュニティが併存する状態となることも予想されます。子どもたちの成長を地域全体で支えていくためには、共同の行事や活動などを進め、統合後の小学校区で新たなコミュニティを形成するよう努める必要があります。
- (7) 大規模集合住宅の建設などにより、校区の児童生徒数が大幅に増加し教室数の不足など学習環境の課題が生まれた場合には、当該校の児童生徒・保護者・地域の理解を図りながら、通学距離や安全性に配慮し、校区の見直しについても検討する必要があります。

Ⅲ 小中一貫教育について

1 小中一貫教育導入の背景

児童生徒の発達段階に応じて小学校・中学校の2校種が設けられた義務教育は、制度化以降60年余りが経過しました。この間、子どもたちの成育環境の大きな変化に伴い、身体的成長の早熟化や思春期の早期化が進んだため、従来の小学校6年・中学校3年の枠組みが子どもの発達段階に適切に対応しきれていないと指摘する意見も少なくありません。

また、中学校進学後の不登校・問題行動の増加などに見られるいわゆる「中一ギャップ」については全国的な教育課題となっており、ギャップの緩和・解消に向けて義務教育9年間を見通した小中一貫教育が多くの自治体で導入されています。平成19年6月には学校教育法が改正され、従来小・中学校に分かれていた教育の目標を「義務教育の目標」として統一し、小・中学校が9年間を通して同一の目標に向けた教育活動に取り組むよう明確に示されました。

守口市では「第一次審議会答申」において小中一貫パイロット校の設置が提言され、平成15年度より錦小学校・錦中学校で、小・中学校の合同行事の開催や両校教職員による交流授業・合同研修会・合同職員会議などの取組みが進められてきました。さらに、現在すべての中学校区で、部活動体験などの児童生徒の交流や児童会と生徒会の交流、交流授業(いきいきスクール)や生徒指導面での情報交換などさまざまな小中連携の取組みが進んでいます。平成22年6月に実施した「小・中学校の連携についての調査」の結果では、不登校など生徒指導上の問題解決や配慮が必要な児童生徒に対する指導の充実に効果があると多くの学校が回答し、今後連携して進めたい取組みとして、学力向上・規範意識の向上・中学校区単位での地域に根差した学校づくりが挙げられていました。今後は、これまでの小中連携の成果を生かしながら、さらに義務教育9年間を見通した小中一貫教育につなげていくことが求められています。

2 小中一貫教育導入の必要性

現在、義務教育9年間は小学校6年間と中学校3年間に分けられ、それぞれの学校が教育目標を設定し、学級担任制・教科担任制などの異なった教育システムで教育活動が行われています。同じ義務教育でありながら、小学校と中学校との間には、異なる発達段階への対応に起因する子どもの見方や指導のあり方などについて「段差」が存在しています。小中一貫教育の導入により、こうした「段差」を縮小・解消し、「中一ギャップ」などの児童生徒の抱える問題に適切に対応する必要があると考えます。

さらに、今後とも大きく変容を遂げ続ける社会のなかで、子どもたちに「生きる力」をはぐくんでいくためにも、子どもの発達段階に応じつつ、9年間を一体としてとらえ、一貫した目標に向けた学びを構築していくことが不可欠です。

こうした課題に対応するため、以下の観点から小中一貫教育を導入すべきであると考えます。

(1) 学力向上への対応

小・中学校 9 年間の一貫した指導により、学力の向上を進めていくことが求められます。小学校での学習の定着が中学校での学習の基礎となることを考えれば、子どもの発達段階に応じつつ、小学校と中学校の指導の継続を意識し連携した学習に結びつくような指導法・授業の改善が求められます。例えば、小・中学校の教員が互いの授業を参観し合同で授業研究をする、中学校段階で気付いた子どものつまづきを小学校段階の指導にフィードバックさせるなど、小・中学校の教員が一体となって子どもを支え、各校種の学習指導の良さを生かしながらも、授業の接続や効果的な学習指導のあり方を考えていく必要があります。

(2) 生徒指導上の課題への対応

小学校から中学校に進学する一年生の段階で、進学時の不安や人間関係・学習環境の変化も一因となり、不登校・問題行動などの生徒指導上の課題が増加する実態があります。生徒指導上の課題への対応については小学校段階で兆候が見られることも多く、小・中学校の教員が相互に子どもの状況を把握し、情報を共有するなど子どもの発達について理解した上で、一人ひとりの子どもに応じた効果的な指導を行えるよう、小・中学校がさらに連携を密にして取り組むことが必要です。

(3) 地域・家庭との連携

子どもの教育は学校だけで担えるものではなく、家庭・地域との連携が不可欠です。守口市においては小学校区ごとに地域による子どもの見守り活動が行われ、学校支援地域本部を中心に地域が学校を支援する体制が整備され、小・中学生を対象とした地域行事も実施されています。

しかしながら、現状では、小学生と比較すると中学生の参加は少なく、地域との関わりが薄い中学生の実態が見受けられます。部活動などで地域行事に参加できないことも考えられますが、小・中学生がともに自分の住む地域の良さを知り、地域の人々とつながる取組みをさらに進めることが必要です。

(4) 中学校区単位の地域コミュニティの形成

現状の小学校区単位のコミュニティを基礎としながらも、学校・保護者・地域が連携し一体となって 9 年間の子どもの学びを支えていくためには、中学校区全体でも一つの地域コミュニティを形成するよう努める必要があります。地域全体で子どもを育てるという共通認識が持てるよう、小学校・中学校・保護者・地域が密接に

協力できる体制をつくる必要があります。中学校区連携推進協議会などの中学校区単位の枠組みを生かすことが求められます。

3 各校の特色を生かした小中一貫教育の導入

守口市では、これまで各中学校区で小・中学校の連携が推進されており、中学校区ごとに特色ある取組みが展開されています。また、各中学校区には中学校区連携推進協議会が設置され、学校・保護者・地域諸団体が連携して多様な行事を開催し、児童生徒・保護者・地域の交流も図られています。これまでの各中学校区の取組みを基礎としながら、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を全中学校区において導入することが、子どもにとってより良い教育を推進することにつながるものと考えます。小中一貫教育として共通して取り組むべき事項を設定した上で、各中学校区の特色を生かした小中一貫教育を推進していくことが求められます。

4 小中一貫教育導入の具体的方策

小中一貫教育を導入し児童生徒にとってより良い教育を展開するため、各中学校区で共通して次のような取組みを推進することが必要です。

- (1) 小・中学校が一貫した共通の教育目標を立て、小・中学校の教職員が育てたい子ども像を共有し、義務教育9年間を見通した教育の推進。
- (2) 義務教育9年間を見通し、児童生徒の学習意欲を高め学力の向上を図るため、小学校高学年から一部教科担任制の導入や、小・中学校の授業がスムーズに接続するよう相互の授業参観や合同の授業研究の推進。そのための兼務や異動など小・中学校教職員間の人事の活性化。
- (3) 児童生徒が主体的に生き方や進路を考えるためのキャリア教育など、小・中学校の一貫した教育課程の編成。
- (4) 小・中学校の教職員が児童生徒の心身の発達や配慮を要する児童生徒への理解を深め、共通の視点を持ち、子ども一人ひとりの特性に応じる継続した指導。
特に、不登校・問題行動など生徒指導上の課題については情報交換を行い連携して対応するとともに、小・中学校の「段差」の解消を図るなど小・中学校の一貫した生徒指導体制の構築に向けた取組みの検討。
- (5) 中学校進学時の不安を解消しスムーズに学校生活を送れるよう、交流授業や合同行事などの小・中学校の相互交流と、同一中学校区内の小学校間交流の推進。

(6) 児童生徒が地域の良さを知り地域につながるため、学校教育活動への地域人材の参加および、小・中学生の交流する地域行事の開催。

5 連携型を基軸とした小中一貫教育の導入

小中一貫教育の導入にあたっては、各中学校区のこれまでの取組みを基礎とすることに加え、連携学校数・学校間距離などの地理的な状況を十分に考慮する必要があります。学校施設が離れている場合には連携型、道路などを挟んで学校施設が隣接している場合には隣接型、同一敷地内に小・中学校が設置できる場合には一体型の小中一貫校と、それぞれの実状に応じた小中一貫教育を展開する必要があります。市内各中学校区の小学校数は、1小学校が1校区、2小学校が7校区、3小学校が1校区となっています。こうした状況を踏まえると、守口市の小中一貫教育の形態は連携型を基軸としつつ、地理的状況などにより、隣接型あるいは一体型の小中一貫校の形態をとり、各校区で地域の実状を勘案し特色に応じた小中一貫教育を進める必要があります。

6 小中一貫校の役割

小規模校の統合の結果として1小学校1中学校になる場合や、現状において1小学校1中学校である場合に、小・中学校が隣接しているなどの条件が整えば、施設一体型の小中一貫校として新たな学校をつくることが望ましいと考えます。

小中一貫校においては、小・中学校の児童生徒・教職員が同じ空間を共有し、日常的に交流することが可能です。児童生徒の異年齢集団の交流が日常的に行われるとともに、全教職員が一体となって9年間の児童生徒の発達を理解し、一人ひとりの特性に応じ継続した指導ができるメリットがあります。児童生徒の間でも、教職員の間でも小学校と中学校の「段差」は解消され、9年間の一貫した教育活動を展開することが可能です。

こうした小中一貫校の特長を生かすためには、合同職員室や児童生徒の交流スペースを設置するなど教育環境の整備が不可欠です。小中一貫校の実践が先行事例となり、小中一貫教育の成果や課題について研究・検証を進め、守口市の小中一貫教育の推進役となることが望ましいと考えます。

7 小中一貫教育導入の留意点

小中一貫教育の導入にあたっては、次のことに留意する必要があると考えます。

(1) 小中一貫教育を計画的に導入するため、導入時期や導入方法、9年間の教育課程の編成、小学校での一部教科担任制などの具体的な教育システムを検討する必要があります。

- (2) 小中一貫教育を全市的に導入し、学校・保護者・地域が連携し一体となって 9 年間の子どもの学びを支えていくために、小中一貫教育の必要性や期待される教育成果、導入の計画などについて、教育委員会が十分に説明し、児童生徒・保護者・地域の理解を得ることに努める必要があります。
- (3) 校長などの管理職は小中一貫教育の理念に基づく学校づくりのビジョンを示し、それぞれの中学校区の教職員が認識を共有し、一体となって小中一貫教育の取組みを進める必要があります。
- (4) 学校間の距離・連携学校数により児童生徒の交流や教職員の研修機会に制約があると考えられるため、各中学校区で一貫教育の進め方などについて十分に協議する必要があります。
- (5) 日常的な学校間の情報共有や児童生徒の交流を進める必要があります。なお、学校間の距離が離れている場合には、ICT を活用し中学校区をネットワークで結ぶなど、効果的な教育が展開できる環境整備に努める必要があります。
- (6) 小中一貫教育を進めるため児童生徒の交流や教職員の合同研修など新たな取組みが求められ、時間の確保や教職員の負担増などについて配慮に努める必要があります。
- (7) 小中一貫教育を効果的に導入・推進するためには、各学校に担当者を位置付け、各中学校区における体制をつくる必要があります。併せて各学校の担当者が集まる担当者会を設け、情報交換などを行うことにより、全市的な取組みとして展開させていく必要があります。
- (8) 小中一貫教育の推進役となる施設一体型小中一貫校の設置にあたっては、当該児童生徒・保護者・地域に十分説明をし、理解を得ることに努める必要があります。また、同一敷地内で児童生徒が学ぶメリットを生かし、小・中学校の交流授業や小学校での一部教科担任制の導入などを積極的に進める必要があります。さらに、合同職員室や小・中学生が交流できるフロアの設置など小中一貫校としての環境整備とともに、小・中学校の両免許を有する教員の配置など小中一貫教育を推進する学校組織をつくる必要があります。

おわりに

本審議会では、守口市で学ぶ一人ひとりの子どもたちにとってより良い教育とは何かを考え、慎重に審議し本答申として示しました。

教育委員会においては、この答申の趣旨を踏まえ、早急に実施方法などについて検討し、計画的により良い教育環境の整備に取り組まれることを望みます。

小規模校の適正規模化にあたっては、新たな学校をつくる視点に立ち、子どもたちにとってより良い教育を目指し、魅力的で特色ある教育環境の整備について検討すべきであると考えます。

また、当該校の児童生徒・保護者に十分説明するとともに、地域の理解を得ることに努める必要があります。

全市的な小中一貫教育導入にあたっては、学校と地域が連携し、義務教育9年間で子どもを育成する視点を持ち取り組むことが必要です。

そのためには、本審議会答申で示した小規模校の課題や適正規模化の方向性、小中一貫教育の必要性を始めとするさまざまな情報を教育委員会が広く市民に発信し理解を得ることが大切だと考えます。

最後に、国および大阪府では、人事権の市町村教育委員会への移譲や学級編制の基準・教職員定数の見直しなど義務教育のあり方について様々な論議が行われています。今後も、国および大阪府の教育施策の動向を把握し、守口市の子どもたちにとってより良い教育を目指す取組みを推進していくべきだと考えます。

參考資料

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第六条 審議会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、教育施策主管課において処理する。

(平二十一条例二十・一部改正)

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行後最初に招集される審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、第四条及び第五条の規定にかかわらず教育委員会委員長が行うものとする。

附 則(平二十一・九・一八条例二〇)

この条例は、公布の日から施行する。

守口市新しい学校・園づくり審議会条例

制定 平成十三年三月二十七日 条例第十一号

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百三十八条の四第三項の規定に基づき、守口市新しい学校・園づくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、守口市教育改革検討委員会が提言した「より良い学習環境創造のための新しい学校・園(教育システム)づくり」に関する事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

一 市民

二 学識経験者

三 その他教育委員会が適当と認めた者

3 委員は、当該諮問に係る事項について答申したときは、解嘱されるものとする。
(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



守教推第 27 号
平成 22 年 2 月 24 日

守口市新しい学校・園づくり審議会

会長 竹内 啓三 様

守口市教育委員会
委員長 網倉 尚武

本市の学校教育における小・中学校のあり方について（諮問）

市教育委員会では平成 12 年 7 月より守口市教育改革検討委員会を設置し、同年 12 月に提言を受けた「より良い学習環境創造のための新しい学校・園(システム)づくり」に関する事項を調査審議するため、平成 13 年 6 月から新しい学校・園づくり審議会を設置し、平成 14 年 2 月に答申を受け同年 12 月に「学校規模の適正化に係る基本方針」を策定し、小規模校の解消及びパイロット校による小中一貫教育の検討を進めてまいりました。

しかしながら、守口市では少子化などの影響により、児童生徒数が減少をたどり一部地域ではさらに学校の小規模校化が進んでおります。また、すべての学校で学力向上や生徒指導の充実の観点から義務教育 9 年間を見通した教育システムづくりが求められます。

そこで、市教育委員会では、より良い学習環境創造のために学校教育の充実を図ることを目的として、小規模校のあり方の検討ならびに小中一貫教育など新たな学校(教育システム)づくりについて、再度調査・審議するため、守口市新しい学校・園づくり審議会条例第 2 条に基づき下記の事項について審議会に諮問いたします。

記

諮問事項

- 1 小規模校のあり方について
- 2 小中一貫教育など新たな学校(教育システム)づくりについて

守口市新しい学校・園づくり審議会 開催記録

回	開催日	開催場所	主題	会議内容
1	H22. 2. 24	守口市教育文化会館 第二会議室	・諮問及び会議 運営について	・委嘱状の交付 ・諮問書の手交 ・傍聴、議事録の取扱いなどの会 議運営方法の決定 ・守口市立学校の現状、人口推移 などの説明
2	H22. 3. 24	守口市教育文化会館 第二会議室	・小規模校の あり方に ついて①	・小規模校のメリット及びデメリ ットについて ・適正規模化を行う場合の課題と 影響について ・小規模校の現状および学校の統 合について
3	H22. 5. 21	守口市教育文化会館 第二会議室	・小規模校の あり方に ついて②	・適正規模化に伴う通学距離、地 域活動などへの影響について ・学校統合を行う場合に留意する 点について
4	H22. 7. 9	守口市教育文化会館 第二会議室	・小中一貫教育 について①	・小中一貫教育の考え方、先進市 の取組みについて ・小中一貫教育の導入によるメリ ットについて
5	H22. 8. 25	守口市教育文化会館 第二会議室	・小中一貫教育 について②	・施設一体型小中一貫校及び施設 分離型小中一貫教育について ・地域と連携した小中一貫教育に ついて
6	H22. 10. 8	守口市教育文化会館 第二会議室	・答申の骨子の 検討	・答申の方向性について
7	H22. 11. 26	守口市教育文化会館 第一会議室	・答申素案の 検討	・答申素案について
8	H23. 1. 28	守口市教育文化会館 第二会議室	・答申案の検討	・答申案について
9	H23. 2. 15	守口市教育文化会館 第二会議室	・答申について	・答申書の手交

守口市新しい学校・園づくり審議会委員名簿

(敬称略)

選 出 区 分	氏 名	役 職 名 等(※)
市民(50音順) (第3条第2項第1号委員)	倉橋 由美子	守口市PTA協議会母親代表連絡委員会委員長
	瀧井 喜男一	守口市公民館地区運営委員長会会長
	橋本 等	市民公募
	林 成光	守口市青少年育成指導員連絡協議会会長
	東浦 克己	守口市PTA協議会生活指導連絡委員会委員長
	人見 茂雄	守口市学校支援コーディネーター
	深田 恵美	守口市地域コーディネーター連絡会会長
学識経験者(50音順) (第3条第2項第2号委員)	会長 竹内 啓三	関西大学教授
	山田 智子	臨床心理士
	山野 晃	大阪国際大学教授
	吉村 英祐	大阪工業大学教授
	副会長 渡邊 一郎	元大阪市立東高等学校校長
その他教育委員会が 適当と認めた者(50音順) (第3条第2項第3号委員)	安達 一志	守口市立錦中学校校長
	奥村 孝二	守口市立滝井小学校校長
	倉田 奈津子	守口市学校保健会 理事
	米岡 隆文	守口市教育研究会 副会長

※各委員の役職名等は委嘱日(平成22年2月24日)現在のもの。